

立岩について考察(論点整理)

2023/6/19 v2.00

2023/8/19 v2.01

2023/9/21 v2.02

2024/1/1 v3.0

東海岳人 松野 哲三

昭和から平成になるにつれて、国民・消費者の視点が重視され、日本の政策の方向は変遷してきました。

私たち、山岳同人の行いも、過去のものから、これから地域住民の理解を得て行く方向に視点を置き、リスクを洗い出し対策を考えることも必要ではないでしょうか。

岩場を利用する人、利用しない人を問わず、山岳同人で対策を考えることも必要だと思い、論点を下記に整理してみました。

したがって必ずしも必要なこととは考えていません。

今後、立岩を必要とする受益者負担のもとに、立岩をリスク管理していく人たちの参考になればと思います。

記

1 自然公物として

皆さんご存じのように、立岩は50年以上前から四季を通じた登攀の事前訓練の場所として、近隣の岳人が高みを目指して登攀を中心とする訓練を続け先輩は後輩に登攀技術を継承してきた場である。

(自然公物としての価値が一般的に高ければ、このような立入禁止という状況になったであろうか？何か別の視点で考えることはないか？→昨年、豊橋市が廃止しようとした自然歩道を山歩会等のボランティアがパトロールすることで廃止を中止している。

このようにするために、
第1に立岩周辺が自然公園に入っていないことから、湖西連邦の続きで立岩一帯を自然公園にする。

第2に東三遭対協などが立岩一帯をパトロール対応などを行い自然の状態で保全し、今までの様に山岳技術の高みを目指す活動をする。

これらのことから、立入禁止を解除することを市と談合したらどうか？

新たな別の視点で考察してみると、

湖西連邦東面の数メートル規模の岩が露呈している個所を、2－3年前からワイヤーロープで落石しない様に、恐らく公共団体が確保してきた。これは山麓周辺の空き地であった個所に住宅が建設されてきたことから、市民の生命の安全を守るため、リスクの低減化を図ったものと考察する。

また、同様に立岩周辺も20年ほど前から岩場の周辺の空き地に住宅が建設されてきた。岩場が崩壊すれば市民の命の危険が危惧されるところ。

なお、各地の岩場を訪れていると住宅から離れた岩場を、地域の許可を得て（許可を得てないところもあるが）先人が開発して利用しているところが多い。例えば、岐阜の伊木山の岩場（犬山城横の木曽川の対岸）、静岡の城山、新城の鳳来の岩場など）これらのことを鑑みると、市の都市計画から住宅地に指定されている近隣の岩場は市民の命を守る観点から登攀目的には適さないこと考察するところ。

→この視点から行政施策があるのか聞いてみたいところ。

2 昔の立岩から現在への変遷

クライミングジムがない時代は、週末などの休みに登攀初心者を連れて技術の伝承を繰り返し、リード技術が上達すれば、鳳来のガンコ、鬼岩のフリーエリアに出向き上級のクライミングを目指しました。

30年ほど前から名古屋（OMC等）、20年ほどに浜松（スクエア等）のクライミングジムが設立し、冬季を除く登攀はジムでも高みを目指す訓練ができるようになり、現在において、ボルダリングジムも多く存在するように状況が変わりつつある。

また、スクエア等が設立され、登攀初心者はでトップロープから練習ができるようになり、そこでリードが上達すれば、鳳来のガンコ、鬼岩のフリーエリアに出向き上級のクライミングを目指すことが可能となった。

30年ほど前の国体の登攀競技では、愛知大会から、岩壁から人工壁と変わった。（当初は岩壁の予定であったが岩壁が浮いていて工事の継続が不可能なことから人工壁に変更して国体を行った。）

このように、人口壁が存在しない時代は、自然壁がなくてはならない場であったが、近年においては人工壁の設立により、合理的に高みを目指す訓練が可能となった。

また、山岳連盟では、救助講習会、確保講習会を30年前から積極的に開催しており、先人の知識を学ぶ場が整っている。

（必ずしも立岩が必要とはいえない状況も考えられるといわれないか？）

3 地権者との調整

立岩の岩場は豊橋市が地権者、駐車場、接道は水資源開発公団が地権者、公園のトイレは豊橋市（住民の貸し出しの公園の場合は地権者は豊橋市ではない。）、岩場から公園のトイレの接道は近隣の複数の住民が地権者などと、自然公物の視点で豊橋市と話が進んでも、それ以外の地権者との調整が進まなければ、利用はかなわないとも考えらる。

（何か良い方策があればご教授願いたいところ。）

4 地域住民との調整

私たちは都合の良い近場の岩場を自分たちに都合で利用してきたが、今までの立岩利用において、豊橋市にどのようなクレームがあったのか具体的に聞き取り、そのクレームの解決を行うことも専決事項ではないかとも考える。

（岩場の利用が前に進んだとしても近隣からの理解を得る必要があるのではないか。→立岩を利用するための駐車場設備が無いことから、立岩周辺を自然公園にして駐車場を確保できるか検討することはどうか？）

5 岩場の救助など訓練として

消防署、自衛隊などと連携し、人口の壁において救助訓練をすることなど視野を広げれば、可能な訓練も考えられるのではないか。（実際に山岳例では、名古屋では消防署において救助訓練等を実施した。）

6 受益者負担の体制整備（これは必要なければ体制整備したくないところ。）

今までのように、利用者が都合のいい時に、都合がよく利用ができるとは限らない場合の準備も必要ではないか？

また、岩場が条件付きで利用ができるようになった場合、その条件を受益者負担で解決できる体制が可能であるか？

例えば、岩場清掃、トイレの清掃、接道の清掃などは継続的に行えるか？

また、クライマーなどへの駐車場利用の確実な啓蒙なども必要で確保できるのか。

7 今後、岩場が使用できることとなった場合の岩場の整備について

二子山で2022年、登はん中に骨折した男性が「岩場の管理が適切でなかった」などとして訴訟を踏まえて、この事案を「対岸の火事」と考えず、規定等の整備（岩場の整備・開拓・管理等を行っているが、「クライミングは危険を伴うスポーツ。事故は自己責任」ということを明記することなど。）を確実にすることが必要と考察する。

8 その他

過去に立岩で死亡事故が発生した際に、市は立岩交番と豊橋山岳会に利用管理を委託した。（体の良い丸投げとも考えられた。）、立岩の利用者は豊橋山岳会だけではないので利用管理は適切とは言えない状況であったが、立岩交番が廃止されると同時に利用管理は消滅した。同じような（丸投げの様なこと）ことを繰り返してはならないと考える。

例えば賃貸契約を行ったとしても、岩場に近い市民の命を守る観点から、市が管理を適切に行うことが必要と考える。